

ID: 268

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	高根沢町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成9年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第5条並びに高根沢町農業集落排水事業受益者分担金徴収条例施行規程第7条及び第8条の規定による。</p> <p>(分担金の減免等)</p> <p>第5条 天災地変その他特別な事由がある場合において、必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。</p> <p>(分担金の徴収延期)</p> <p>第7条 条例第5条の規定による分担金の徴収延期を受けようとする者は、納付書を受け取った日又は徴収延期の理由が発生した日から14日以内に分担金徴収延期申請書(様式第2号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、別表第1の農業集落排水事業分担金徴収延期基準に基づき、その適否を審査決定し、その結果を分担金徴収延期決定通知書(様式第3号)により申請人に通知するものとする。</p> <p>3 分担金の徴収延期を受けた者は、徴収延期の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に申し出なければならない。</p> <p>(分担金の減免)</p> <p>第8条 条例第5条の規定による分担金の減免を受けようとする者は、納付書を受け取った日又は減免の理由が発生した日から14日以内に分担金減免申請書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、別表第2の農業集落排水事業分担金減免基準に基づき、その適否を審査決定し、その結果を分担金減免決定通知書(様式第5号)により、申請人に通知するものとする。</p> <p>3 分担金の減免を受けた者は、減免の理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を管理者に申し出なければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日